

総合規制改革会議  
アクションプラン実行WG資料

平成15年11月18日  
文部科学省

## 中央教育審議会における審議の進捗状況について

平成15年5月 「今後の初等中等教育改革の推進方策について」諮問

### 【主な諮問事項】

- (1) 初等中等教育の教育課程及び指導の充実・改善方策について
- (2) 義務教育など学校教育に係る諸制度の在り方について

6月 初等中等教育分科会・教育行財政部会において審議を開始

### 【主な審議事項】

- 義務教育に係る諸制度の在り方について
- 義務教育における教育条件整備の在り方について
- 学校の管理運営の在り方について

- 第1回(6/18) ・学校教育制度の在り方について検討
- 第2回(7/9) ・公教育、義務教育の在り方について検討
- 第3回(7/18) ・米国チャータースクール視察報告  
・公立学校の管理運営の在り方について検討
- 第4回(8/5) ・ヒアリング 八代尚宏氏(日本経済研究センター理事長)
- 第5回(9/11) ・ヒアリング 藤田英典氏(国際基督教大学教授)
- 第6回(9/19) ・ヒアリング 金子郁容氏(慶応義塾大学教授)  
・「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」報告  
(足立区教育委員会・津市教育委員会)
- 第7回(10/1) ・ヒアリング 港区教育委員会(公設民営学校を特区提案)  
関係団体(校長会等)
- 第8回(10/14) ・ヒアリング 関係団体(教育委員会連合会等)
- 第9回(10/21) ・地域が参画する新しいタイプの学校運営の在り方について
- 第10回(10/29) ・地域が参画する新しいタイプの学校運営の在り方について  
・公立学校の管理運営の包括的な委託について
- 第11回(11/7) ・地域が参画する新しいタイプの学校運営の在り方について  
・公立学校の管理運営の包括的な委託について

# 新しい児童育成のための体制整備について

## 現在の取組状況

幼稚園と保育所の一体的運営を推進する観点から、以下のような取組を実施している。

特区において、幼稚園と保育所の一体的運営を推進するための特例措置を設けた。(平成15年9月)

### ・幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例

「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく幼稚園と保育所の共用化施設において、幼稚園と保育所が保育室を別途用意することを必要とせず、保育室を共用化し、合同で教育・保育を行うことを可能とする。

(平成16年4月より認定開始予定)

職員資格の併有の推進については、「規制改革推進3か年計画」に基づき、保育士資格所有者が幼稚園教諭免許状を取得することを容易化する方策を検討中。(今年度中に結論)

## 今後の方向性

「基本方針2003」に基づき、「総合施設」の在り方について、厚生労働省との事務的な検討を開始している。

総合施設は、待機児童の解消を始めとする地域の多様なニーズに応えつつ、就学前の子どもが、保護者の就労形態等により区別されることなく、充実した教育・保育の機会の提供を得られるものであることが重要。

このため、子どもの健やかな発達を基本に、利用者の利便性に配慮しつつ、それぞれの地域の実状に応じて柔軟な対応が可能となるように、次のような課題について検討を行うことが必要。

- ・ 発達段階に応じた、一貫した教育・保育の実現
- ・ 保護者にとって利用しやすい柔軟な利用形態と、児童の発達や負担に配慮した良好な教育・保育環境
- ・ こうした点を踏まえた施設の基準、保育料・公費負担、財源の在り方 等

## ( 参考 )

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」  
( 抜 粋 )

平成15年6月27日  
閣 議 決 定

### **・構造改革への具体的な取組**

#### **1. 規制改革・構造改革特区**

##### **【具体的手段】**

##### **( 1 )**

##### **新しい児童育成のための体制整備**

近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする(平成18年度までに検討)。

あわせて、幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や施設設備の共用を更に進める。

#### **( 別紙 2 ) 国庫補助負担金等整理合理化方針**

#### **2 重点項目の改革工程**

##### **【社会保障】**

##### **新しい児童育成のための体制の整備**

近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。

児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。

及び の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。